

# 官報号外 昭和二十八年八月三日

○第十六回 衆議院会議録第三十五号

昭和二十八年八月三日(月曜日)	昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地に於ける特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)
議事日程 第三十四号	日本工業標準調査会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求める件
午後一時開議	参議院提出、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内でのない紹介の排除に関する件(議長発議)
第一 岡崎外務大臣不信任決議案	予算委員長辞任の件
(鈴木茂三郎君外百三十一名提出)	参議院提出、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地に於ける特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)
第二 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長発議)
第三 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長発議)
第四 税制特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長発議)
第五 信用保証協会法案(内閣提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長発議)
第六 戦争犯罪による受刑者の故意犯に因る決議案(山下泰江君外二十四名提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長発議)
第七 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長発議)
第八 判事権の職務の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長発議)
第九 協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案(千葉三郎君外十一名提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長発議)
第十 国税法の一部を改正する法律案(參議院提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第十一 昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立幼稚園	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第十二 昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第十三 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する賠償	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第十四 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地に於ける特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第十五 労働金庫法案(參議院提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第十六 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(水産委員長提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第十七 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地に於ける特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第十八 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地に於ける特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第十九 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する賠償	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第二十 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地に於ける特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第二十一 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地に於ける特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第二十二 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第二十三 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第二十四 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)
第二十五 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する賠償	内閣のため、紹介の排除に関する件(議長提出)



衆望を負うて横浜市より当選し、本院に講席を占め、若政治家としてその将来を嘱望されたのであります。その間、内務省官として戦時中の困難な内政に参画されましたが、終戦では、は、しりぞいて、もづら地方公共の事務に力を尽されました。雖伏数年、昨年十月には再び横浜市より本院講員に当選。本年四月の総選挙にも奮ねて栄冠を得られ、もつて今日に至つたのであります。本院においては、講院運営委員として才幹を发挥されましたることは、御承知の通りであります。本期国会の会期が切迫した去る七月三十日、講院運営委員会の開会中、急息を発して再び立たず、悲壯にもその職に殉するに至つたことは、私情を越えて、われくの痛惜おきあたわざるところであります。

君は、資性豪放にして調達、熱血の人として知られ、その明敏なる頭腦と、まれに見る雄弁は、政界の人として、まさに注目すべき存在であります。日本の独立後日なお淺く、内外に幾多の問題をはらむ今日、あたら春秋に富む身をもつて、とにかく長老せられたることは、まさに同情傷心の至りにたえないところであります。

われくは、いまさら生前の君を眼前にはうぶつして、感無量なるとともに、ここにつしんで哀悼の微意を披瀝し、君の御冥福を祈る次第であります。(拍手)

○議長(堀尾次郎君) ただいま三浦君から提出されまして動議に御異議ありますか?

○議長(堀尾次郎君) 御異議なしと認めます。よつて動議は可決せられました。

〔異議なし」と呼べばあります。〕

ここに、議長の手元において起草いたしました。文部省を朗読いたします。  
衆院院内監視員正五位中助松君より長崎  
ラジオシティシックラジオラジオラジオ  
この弔電の贈呈方は議長においてと  
りはからいませ。

第一 閩崎外務大臣不信任決議案

**欽定四庫全書**  
**欽定四庫全書**

（議上場原の附書）日程第一号  
出者より委員会の審査省略の申出が  
ります。右申出の通り決するに間異

ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと存  
めます。

日程第一、岡崎外務大臣不信任決議案を議題といたします。(拍手)提出

の趣旨が明確を許します。勝間田清

岡崎外務大臣不信任決議案  
岡崎外務大臣不信任決議

衆議院は、外務大臣岡崎勝男君を任せず。

〔藤川田清一君著譯〕

○藤間田清一君 私は、日本社会党を代表して、両派社会党的共同提案にて

る外務大臣岡崎勝男君の不信任決議案の提案理由を申し述べたが、と存じま

す。(拍手)  
まず委嘱説へいたします。

衆議院は、外務大臣岡崎勝男君を毎

右決議する。

昭和二十九年八月三日 業務院會議録第三十五号 關外務大臣不信任決議案

以下、これが提案理由を申し述べたいと存じます。

われわれが岡崎外相を不信任する第一の理由は、岡崎外相の極端独善の対米一辺倒の外交が敗戦日本の国民すべての念慮である独立を危殆に瀕せしめつたることでございます。(拍手)

もとより私は、日本人といたしまして、今日の日本を独立國なりとみずかから信じ、みずから慰むる気持の尊さを否認するものではありません。まだみずから國をあえて卑下せんとするものでも断じてございません。しかし、ながら、終戦以来八歳半を経て、日本を完全なる独立國だらめ、みずからこの國をみずから支配する時にある日本たらしめたいことを強く念願すればするほど今日の日本の実体を何うおおん隨すことなく、ありのままの姿を客観的に見きわめなければならないと存ずるものでござります。(拍手)そして、かく見れば見るほど、日本の独立は、残念ながら名目的であり、形式的であつて、その実体を備えるには、はるかに遠過ぎを覚えるのでござります。

(拍手)そして、岡崎外相の現にたどつておる道は、その完全独立への確実なる道ではなくして、むしろアメリカへの従属の道であることを指摘せざるを得ないのでござります。(拍手)

このことは、日本と同じ運命をたどつて來た西ドイツと比較することによつて、よく明白であります。すなわち、あの屈辱的条件とも称すべき無期限駐屯を外国軍隊に許容する譲和条約や、独立と平和を得たが日米安全保障条約あるいは行政協定といった方的拘束づけの軍事条約を代替として、ようやくも得た日本の形式的独立と

これとまつたく対極的に、よその国の野心を満足させるために、ドイツ民族の血の一滴も流さないことを誓い、にして、形式的議和条約をもって批准しておらない西ドイツの實質的独立との間には、大きな差異があることを発見するのでござります。(拍手)この差異を生せしめた原因は、あるいはドイツ民族と日本民族との間の自觉の差であると称する人もあるかも存じません。また、政治する者の個人的な體験や力量の差と称する者もあるかも存じません。したがつて、それにも増して重要なことは、焦土から立ち上る民族の情熱と共に、これを力づけて、これに方向を与え、行くところの政治がいかに直結するかにかつておると、私は確信いたすものであります。(拍手)敗戦日本の外交が困難であるはあるほど、政治と大衆との結合された力にたよらなければならぬことは、古今東西の歴史と経験とが教えるもので、しかも選舉中であるにもかかわらず、不信任された内閣が通商航海条約に調印するといつたような非立憲的な独善外交からば、敗戦日本の独立と自由の独立国たるの名称を付するに値するが、世界のどこにあるでありまじようか。(拍手)あのインドやエジプト等の、かつての植民地国家が、サンフランシスコ条約を評して、これはアメリカが引続いて日本國を占領するもので

あると指摘したことを、われくは今 日耳新しく思い出すのであります。それにもかかわらず、この国に駐屯するアメリカ軍隊が、今日はたして減少しつつあるなども言うのでありますようか。いな、むしろ逆に、外國軍隊は今日増加し、軍事基地はい／＼その数を増して、今日七百數十箇所に及んでおるというが、今日の日本の実態でござります。あの漁民の意思を蹂躪して強行された内灘の試射場の経験は、形式的独立の日本の眞實を暴露した以外の何ものでもございません。(拍手)また日本の軍事的対米従属の具体的表現とも言うことができましょ。われわれの眼をもつていたしまするならば、岡崎外相は、アメリカの軍事基地拡大のために協力しておるのか、(拍手)日本の農漁民の利益を代表して働いておられるのか、私は遺憾ながら疑問を持たざるを得ないでございます。(拍手)朝鮮動乱が平和的に解決せんとする今日において、軍事基地が漸次縮小され、農民に返還されて行く消費者とののが常識でございましょ。しかも、今日の状態は、い／＼土地をかるに、今までの無効約のまま日本に駐屯させられておらないのでござります。ましてや、岡崎外相による屈辱的な行政的改正は望むべくもないでありますまして、そうして連合国軍の軍隊を今日いままお無効約のまま日本に駐屯させ

ておる岡崎外交を、われくは斜弾せざるを得ません。(拍手)

また、日本は、アメリカを中心とする西欧諸国と確かに講和を締結いたしました。しかし、中ソ両国との国交回復は、いまだに見ることはできません。

また、ビルマ、インドネシア等の自主中立外交をとつておる諸国といまなぞ

龍和を締結せず、日本がさるたんアジアの孤兎となつておる現実を私は悲しむものでございます。

岡崎外相は、相手があることであるからしかばがないと、言つて、その責任をこれら諸國に帰せしめんとしておるかに見えますけれども、これははたして正しいと貰うこと

ができますようか。私をして嘗て申しれば、あえて一大勢力の渦中に飛び込み、その一方たるアメリカに従属し、さらに中ソ両国を仮想敵国として、軍事基地を提供し、再軍備するサンフランシスコ本約を締結したことを、すな

わち対米一辺倒の外交なるがゆえに、これに賛任があると甘んづければなりません。併せて、や、贈償問題に失敗し、いまなお東南アジア諸国と譲和条約を締結得ないことは、岡崎外交は、実質的にはもちろん、形式的にも、岡崎外交をもつてしては完全な

ければならぬのであります。(拍手)

かく見ておる場合に、もはや日本の独立は、実質的にはもちろん、形式的にも、岡崎外交をもつてしては完全な

行き詰まりに当前しておるものと断

ぜざるを得ないのであります。(拍手)

もし、日本がさらに独立の裏を收め、中ソ及びアジア諸国家との講和を一步

## 官報(号外)

前進させようとしたしまするならば、まず岡崎外相の退陣が第一条件である。

と私は確信いたしました。(拍手) 岡崎外相不信任の第二の理由は、独立と同様なる重要性を持つておる平和を岡崎外相は再び三たびに誤り導

かんといふしておる事柄でございます。

われくが常に声を大にして今日まで指摘して参つたことく、わが国の平和確保の根本は民主憲法に明白に規定さ

れておると私は確信いたします。「日本国民は、正義と秩序を基調とする國

際和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」私

はこの憲法九条をあえてここに朗読し

ハ、恐らく世界ニ於テ之ヲ嗜矣トスル

デアリマセウ」と言われております。(拍手)

これは明らかに、自衛のための交戦権すなわち國權の発動としての交戦権を否定いたしておることは明白であります。

かかるに、今日吉田内閣は、わずか七年にいたしまして、この憲法を破ら

れたために進んで参るのであります。その結果が公然として行はれておるのであり

きまして、この九条をあれやこれやと解説せんとする学者もございませんし、こ

れにかりて、みずからを合理化せんとしたいたしておるのであります。その

ために、吉田内閣の言葉を

もつていたしまするならば、まさに曲解せんとする学者もございませんし、こ

れほど今日自衛を名として武力の名を冠しておるがゆえに、これに賛任があると甘んづければなりません。併せて、や、贈償問題に失敗し、いまなお東南アジア諸国と譲和条約を締結得ないことは、岡崎外交は、実質的にはもちろん、形式的にも、岡崎外交をもつてしては完全な

ければならぬのであります。(拍手)

かく見ておる場合に、もはや日本の独立は、実質的にはもちろん、形式的にも、岡崎外交をもつてしては完全な

行き詰まりに当前しておるものと断

ぜざるを得ないのであります。(拍手)

もし、日本がさらに独立の裏を收め、中ソ及びアジア諸国家との講和を一步

補足的な詔勅の際に、「是ヨソ我ガ國

おるのであります。(拍手) 武力の保有の大規模なる計画を岡崎外務大臣はやりつてあるのでございます。従つて、

ラ明カニ致シマシテ、恒久平和ヲ希求スル我が大理想ヲ力強ク宣言シタノデアリマス」と説明されております。ま

だ、この新憲法の精神は、憲法改正委員会委員長である吉田君の委員長報告によつてさへ明白でございます。

されど、吉田君は、「侵略戦争ヲ否認ル思想ヲスルコトヲ規定シタ憲法

ハ、恐らく世界ニ於テ之ヲ嗜矣トスル

デアリマセウ」と言われております。(拍手)

これは明らかに、自衛のための交戦権すなわち國權の発動としての交戦権を否定いたしておることは明白であります。

かかるに、吉田内閣は、わずか七年にいたしまして、この憲法を破ら

れたために進んで参るのであります。その結果が公然として行はれておるのであり

きまして、この九条をあれやこれやと解説せんとする学者もございませんし、こ

れにかりて、みずからを合理化せんとしたいたしておるのであります。その

ために、吉田内閣の言葉を

もつていたしまするならば、まさに曲

解せんとする学者もございませんし、こ

れほど今日自衛を名として武力の名を冠しておるがゆえに、これに賛任があると甘んづければなりません。併せて、や、贈償問題に失敗し、いまなお東南アジア諸国と譲和条約を締結得ないことは、岡崎外交は、実質的にはもちろん、形式的にも、岡崎外交をもつてしては完全な

ければならぬのであります。(拍手)

かく見ておる場合に、もはや日本の独立は、実質的にはもちろん、形式的にも、岡崎外交をもつてしては完全な

行き詰まりに当前しておるものと断

ぜざるを得ないのであります。(拍手)

もし、日本がさらに独立の裏を收め、中ソ及びアジア諸国家との講和を一步

補足的な詔勅の際に、「是ヨソ我ガ國

の政治がこの戦争を好む原因と政治的に軍事的に結合するから、そのことから日本を守るというのが、われくの真実の願いでございます。岡崎外相の個人的な良識を疑うものではございませんけれども、この戦争を好む外國勢力と日本の勢力とのきずなを断ち切るために、岡崎外相は当然不信任されるべきものであると私は存じます。(拍手)

岡崎外相不信任の第三の理由は、日本が經濟外交における、まつたくなすことのない岡崎外交の失敗でございます。

岡崎外務大臣のこうした外交は、結構どこに進んで参るのであります。そこで、局ごとに進んで参るのであります。そこで、

か。アメリカの軍備を持ち、訓練を受けておられる方々は、太洋軍事同盟成員に對外的な使い走りをいたしておるのか

は、相互協定の美名に隠れて吉田の義理を負い、そして太洋軍事同盟成員に對外的な使い走りをいたしておるのか

5

因には、国内的には鐵工業の回復に近代化をはかり、対外的には經濟外交に重点を置いてあることにあると思います。このことは、対内的には自山放任を、対外的には軍備外交に終始して参り、經濟外交をおろそかにした開港外相が、中・英貿易に交の責任がそこにあると思うのであります。(拍手)

經濟外交がいかに失敗したかという理由の中では、まず外資導入の実績あります。昨年まであれほど強く約束されたにもかかわらず、今日何を見るべきものがないことは事実でございます。三百億円の予算を計上し、國際開発銀行に参加したのは、池田財政の当時であります。しかし、それから今まで、ひた二文外資が導入されてゐると言つておるが、どうできるでありますか。(拍手) 海賄制したガーナー氏が借入に必要な総合的な計画のない日本の産業を貸し付けることはできません。どうぞお聞きなさい。

しかも、たゞ一における日米通航海約においては、見平等なる原則が立てられておるが、見に見えますけれども、事實は、除外産業を大幅に譲歩し、期間も三四年といいたし、さらに預金業務その他の占領中の既得権も彼らに与え、しかも經濟的に弱小なる日本産業の保護に對しては、何らのとりきめをなしておらないのです。ガット加入の問題も、日韓、日蒙の漁業条約の締結も、今日いまなおきておりません。また、中・英貿易促進決議案の上程の際に、開港外相は、中・英貿易において西歐諸国に立ち遅れないように努力する旨を言つておられます。が、今まで、中・英貿易を本邦に押して、渡航

かわる何らかの代價をたたして得た  
ことができるであつてしまふよ  
う。(拍手)一枚看板である東南アジ  
外交においても、このたびにおける  
南アジア地域に対する日本の貿易的  
合はわざかに七・六〇にすぎない現状  
で、これはまさに一九三八年、今から  
四年前の貿易規模であることをわ  
れはここに考へて参りますと、東南  
アジア貿易の開拓は如何进展を見てお  
らないというが今日の実態であります  
よう。これは、賠償問題に失敗し、  
るは対日援助の債務の支払いに失  
いたしておる、あるいは河野一郎君  
言つておる通りに、四千七百万ドルで  
日本の正当なる権利さう論議されて  
ることを今日考へてみますならば、  
われわれは、岡崎外交の、なかんぞくや  
済外交は今日失敗の極に達しておる  
のと私は断ぜざるを得ません。(拍手)  
これを要するに、岡崎外交をもつて  
いたしますれば、日本の経済外交は  
はや完全なる行き詰まりであり、岡崎  
外交をもつていたしましては、日本の  
経済自立は断ててできないと私は断言  
してはばからぬところであります。  
以上、日本の独立と平和と經濟自立  
の三点から、岡崎外相不信任の理由を  
聴明して參りましが、ある者は只言  
を政争の具に供してはならないと嘆言  
者があるかもしません。しかし、も  
は、すでに最初に指摘しました通り  
に、外交は強き国民の輿論に裏づけられ  
なければならないと存するものでござ  
りますて、そして岡崎君個人が外相  
のいすから去ることによつて、日本の  
独立と平和と經濟自立の外交が一步後  
進するといったしましたならば、岡崎外  
交は当然ここに不信任されなければな

以上私は、ここに決議案の上程  
案理由を説明し、皆さんの御賛同を  
もうとする次第でござります。(拍)  
○議長(堤原次郎君) これより討  
入ります。佐々木盛雄君。  
「佐々木盛雄君登壇」  
○佐々木盛雄君 大だいま上程させ  
ました。岡崎外務大臣不信任決議案に  
まして、私は自由党を代表いたしまし  
て反対の討論を行わんとするもので  
あります。  
まず、本不信任案提出の理由とい  
しまして、提出者は岡崎外交の秘  
善性をあげております。もとより  
われは、国民の権利義務に進なる  
約や協定を国会に諮ることなく、政  
府のうちに締結をいたしますような  
は断じて許し得ないのであります。  
とえ、アメリカにおきましても、  
わゆるヤルダ秘密協定に對して、非  
党が猛烈なる反対を示しましたが  
は、ともに國政担当の任に當るわが  
れ国会議員といったしまして、大いに  
鳴同感を覚えるものであります。  
かしながら、外交交渉におきま  
は、その交渉の過程において、その  
内容を一々露さず詳細に報告し公開す  
がこときことは、國際主義の上から  
も、またその交渉の円満なる妥結を  
かる上からも、最も慎まなければな  
らないことである。もちろん、相手國に  
きまつて異存のなき場合におきまし  
ては、外交の秘密はその性質上、  
対に嚴守べきことは國際外交の常  
識でござります。もちろん、相手國に  
きまつて異存のなき場合におきまし  
ては、附時交渉の内容、經過等につき  
して公表することは最も望ましいこ

でありますて、最近の M.S.A. に関する  
対米交渉につきましては、政府は、  
だ交渉の始まらない前から、問題の  
在及びこれに対する政府の考え方を  
ばしば国会特に外務委員会において明確にし、また国会で表明されまし  
疑念につきましては、アメリカ側と  
間に特に文書を交換いたしまして彼  
の見解を正確にし、これをただちに表いたしておりますことは、御承認  
の通りでござります。(拍手)かくて  
とき政府の態度は、決して秘密裏で善  
いところか、いな、ガラス張りの公開外  
治のもとにおける外交の新しき方式  
いたしまして、まことに好ましき先  
をつづつたものと言ふべきであります  
す。(拍手)

次に、提案者は、岡崎外相が国会  
散中のいわゆる選管署理内閣におき  
て日米通商航海条約に調印を与え  
ことを非難いたしております。元來  
この条約は、すでに一昨年末以来、  
米両国間におきまして交渉が繼續せ  
れておつたのでありますて、本年二  
月下旬に至り、わが方の主張を十分  
取入れ、かつ両国間に完全に意見の  
致を見ましたので、三月下旬に署名  
印を行ふ予定となつておりましたと  
ころ、時たまく野党提出の内閣不信任  
案の通過によりまして、衆議院解散  
いう予想せざる事態が発生いたし  
たので、やむを得ず予定通り調印  
行ひ、本国会においてこれが批准に  
する承認が求められ、先日の本会議と  
おきまして承認されましたことは、御  
承知の通りであります。(拍手)もろ  
ん、本条約の効力と、生の前提条件と  
るべき此後の交換は国会の責としま  
ま

る所まで行われるものでありまするから、して国会無視などいうとき議論は成立ち得ないものであります。特に本条は、アメリカ上院の慣習によりまして、すでに調印を了しておりまするアメリカと他の各國との通商条約を一審議せらるまする關係上、もし上院会期中に間に合わないときは、一年間以上も批准ができないことになり、米間の通商經濟關係は依然として無約のままに取扱されることになり、これによる損害がまことに甚大なるものがありますことは、先日の本議場において私が指摘した通りであります。(拍手)すなわち、政府は、かくのことき關係等を十分考慮いたしまして、速調印を行うの必要に迫られたのでありますして、少しくこの間の事情に通ずる者にとりましては、政府の措置はまことに時宜に適したものと言わなければなりません。(拍手)

官 報 (另 外)

るであります。(拍手)従いまして、米岡国間の政治、経済、文化各般の問題が、その他の諸外国に比して一段の緊密度を加えていることはもちろんあります。いわんや、いまなむ日本本邦の講和締結を拒否し、今もつて国際上日本と戰争状態にあるソ連並びにその衛星陣営とが国との関係に比べますれば、この國際關係の緊密なことは、まさに天地晝夜の差があることとさもとより当然と言わなければなりません。(拍手)

次に、提案者は、岡崎外交は中共外易に対して懸念を示していないとのことでござります。もとより、われわれは、たゞい今日の中共がいかなる政政形態の上に立つといいたしましても、かつての華陰であつて大陸との緊密なる經濟提携につきましては、からざるご友好親善の手を差延へんとするものでありまして、本院におきましても、中共貿易促進に関する決議案が成立した次第であります。政府といひましたのも、中共との平和的貿易の拡大に努力をして參りましたことは、たゞい言えば今年一月より三月までのわが国の中共貿易が、昨年の同期に比して、輸出入とも二倍以上に増加しております実績であります。しかし、三月以降、中共貿易は逐次減少の一途をたどつておるのであります。岡崎外相は、本国会におきまして、煙草休戦成立後の情勢の変化に応じて、中共貿易について、決して他の西歐諸國に立ち遅れることのないよう準備がある旨を述べておるなりナシ。しかし、國際連合の一員として、

自由諸国との提携をねがうが外交政策の基調といひとしておりますが日本といたしましては、現に国際連合が、中共を侵略國と断定し、これとの貿易に関する制限を決議いたしております関係も極めて十分に考慮に入れなければなりません。従つて、この国際連合との協力關係を全然無視して、中共貿易一辺倒に走らんとするがこときことは、どういふ識者の認め得ざるところであります。(拍手)

地の関係者に対しましては、損失の補償等について、法令の許す範囲において最大限の考慮を払つておるだけとなります。土地、海面等の提供は、多くの場合で申入歓迎されないのは当然であります。が、少くとも現在まで、内閣等のごとく個別事例を除きましては、いずれも地元民と話し合ひの上、円満に実施されておる実績であります。われわれは、これが犠牲となりました地元民に対しましても心から同情を示さざるものであります。が、一面彼らの純真なる叫びの背後にありますて、これをことさらに反米運動の攻撃の具に供する一つあるものの存在することもまた云ふ人の認めるところでありまして、まさにここに遺憾千万に思うのであります。

であります。(拍手)もとより、自衛力の増強は、すでに日米安全保障条約によつてアメリカ側から期待されておりましたものが、MSAを受けることによつて日本に義務づけられて行くべき方向にあることは当然でございます。しかし、戦力の保持は日本憲法の禁ずることでござりますから、MSAを解決して憲法の禁ずる戦力の保持を日本に義務づけんとするものではありません。しかしながら、MSAの協定のいかんにかかわらず、今日日本の周辺が有史未有の脅威の前にさらされてしまいますとき、光榮ある祖国を外敵の侵略から守り抜かんとするわれゝが憲法の許す限り、戦力に至らざる範囲の防衛態勢の確立を企願いたしまますのは、けだし日本民族の切実なる悲願で

いうところの岡崎外交なるものは、決して岡崎君個人の外交方針ではなく、わが自由党吉田内閣の基本政策の上に展開されるものでありますことは、國民のひとしく認めておるところあります。従つて、岡崎外相に対する不信任は、そのまま吉田内閣に対する不信に通ずるものであります。（その通り拍手、笑声）よつて、提案者にもしも政治的意識と一片の勇氣がありまして、国会解散覚悟の上で、吉田内閣そのものに対する不信任案を提出すべきものと考えるのであります。

雄君と席を隣にいたしておられましたときには、佐々木君が私にいわく、「日本の外交を岡崎にまかせておいては、西村君……(発言する者多く) 嘘取不能なりません。……(拍手) 発言する者多く、嘘取不能」とあります。今日は立場をなして、本日は自由党の代表として岡崎君の保護をなさいました。私は、さことに心中お察し申し上げて、その内容の介紹は差控えます。

岡崎外交の最も欠点とされるところは(発言する者多し)――岡崎外交の最も欠点とされるところは、激動して行く國政局に間にまじて、わが国がいかに對処するかの外交の方針が明らかにされないのであります。第二に、岡崎外交の特徴は、いわゆる世にも欠点とされるところは、激動して行く國政局に間にまじて、わが国がいかに對処するかの外交の方針が明らかにされないのであります。第二に、岡崎外交の特徴は、いわゆる世にも欠点とされるところは、激動して行く國政局に間にまじて、わが国がいかに對処するかの外交の方針が明らかにされないのであります。

岡崎外交は、あえてそれをなさずして、唯々諾々として特定国に貿易する外交はまさに国を誤るものにして、その気魄と禮貌の欠如はまさに遺憾千万と存するのであります。(拍手)

第二に、岡崎外交の特色は、世にこれを専属的外交と言わされることであります。(拍手) 第三には、国家外交せばれ、経済活動は拘束を受け、常に特権の隸属下に置かれるとする危機にわが国が直面するに至つたことであります。(拍手)

国民の運動に関する重大な事項が、国民に何らの了解を求むることなく、秘密裏に一方的にとりきめられて、國家外交によって、国家の主權は若きとして居り、その理由の発見に苦しむのであります。(拍手)

これが國公を無視する態度なりとして、私どもは反対せざるを得ないのであります。(拍手)

ある先人が喝破いたしました。二十世紀の歴史は、戦争と革命の歴史なりと。むづなるかな。二十世紀は戦争と革命によつて、歴史はまさに変革されようとしておるのであります。かくの

雄君と席を隣にいたしておられましたときには、佐々木君が私にいわく、「日本の外交を岡崎にまかせておいては、西村君……(発言する者多く) 嘘取不能なりません。……(拍手) 発言する者多く、嘘取不能」とあります。今日は立場をなして、本日は自由党の代表として岡崎君の保護をなさいました。私は、さことに心中お察し申し上げて、その内容の介紹は差控えます。

岡崎外交の最も欠点とされるところは(発言する者多し)――岡崎外交の最も欠点とされるところは、激動して行く國政局に間にまじて、世はいかにかわりつあるかの歴史的感覺に立脚いたしまして、米ソの大なる使命であらねばならぬのであります。この世紀の転換期に際しまして、世はいかにかわりつあるかの歴史的感覺に立脚いたしまして、米ソの二大領土の対立から来る國際情勢並びに列國間の利害關係を鏡に洞察いたしまして、日本の平和的發展と國際的地位をいかに高めるかに對処するのに欠けていたのであります。

共通の福祉を増進し且つ國際の平和及び安全を維持するためには、主權を有する対等のものとして友好的な連携の下に、國及び日本国は、兩者の關係が、今後、

ます。この世紀の転換期に際しまして、世はいかにかわりつあるかの歴史的感覺に立脚いたしまして、米ソの二大領土の対立から来る國際情勢並びに列國間の利害關係を鏡に洞察いたしまして、日本の平和的發展と國際的地位をいかに高めるかに對処するのに欠けていたのであります。

日本は、これまで對等なる主權を有する友邦としての地位が確認されており、その地位が確認されるのであります。(拍手) しかるに、わが國は、譲り受けたのであります。この譲り受けたのであります。(拍手) さらに、日本は、譲り受けたのであります。この譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

日本は、なぜ岡崎外交がかかるのであります。従つて、日本は、譲り受けたのであります。

官報 (另外)

○議長、堀麻次郎君 西村君、ちよつとお待ちください。

本日国会对策委員会長会議において自由市の中台をいたしました直後でありますから、死ぬの妨害にならぬよう危  
重にお願いいたします。(拍手)  
○西村榮一君(櫻) この M.S.A 援助は、単純なる軍事上の援助なりと解釈されることは誤りであります。この援助によつて、我が國は軍事上、政治上、あるいは経済上の多くの変化が来る所以であります。十ねむち、軍事的にはわが国の自衛力は増強せねばなりませんし、相互安全保障条約によつて海外出兵の義務は負わされるのであります。しかし、M.S.A 援助を受けたのは、本約上当然 M.S.A 機関が日本に設置されまして、その下に軍事顧問、経済技術使節団、安全保障使節団等が、それらへの部門にわかれて日本に駐留いたしまして、そのことによつて、政治上、経済上の内政干渉を行なうところの法的根拠が、M.S.A 援助によつて確認されるのであります。私は、かような点を考えてみますと、ならば M.S.A 援助の妥当の可否は、單に保安隊に対する武器の貸与であるとか、域外買付による朝鮮特需にかかわる我が國経済援助などと全く異なることはできないのであります。M.S.A 援助といふ形式を通じて、わが国の政治に一大変化を与えんとするがことを交渉を進め来り、これを闇に切れず、ばつり／＼とその一部分づつどう政治に大きな影響を及ぼすかが、岡崎外交の特徴を吐きつつあるのが、岡崎外交の特徴である。

つて国民の信を得んとするのである。國民の信を得ずして、何によつて國を治めるのであるか。一國の大臣がみずから悪質なる選舉違反を起し、しかも言動常ならず、きのうは白と言ひ、きょうは黒と言ふ言葉をもつて國民を愚弄せんとする外交政策こそは、信の世論なりということを強調いたしまして、岡崎君にして二片の良心があるならば、胸に手を当てて外交と遠ざけてしまし、國を滅ぼすの因となるがゆえに、私はその反省を促さざるを得ないのであります。

今、全国民あらず岡崎勝男君に対する憤懣の情を禁じ得ざるもの、これ國家の世論なりということを強調いたしまして、岡崎君にして二片の良心があるならば、胸に手を当てて外交と遠ざけてしま反を静かに反省し、日本の政治の権威のため、その職を去られんことを切に希望いたしまして、私の贊成演説を終る次第であります。(拍手)

○議長 堀辰彦次郎君 佐々木盛雄君から一身上の弁明のため發言を求められましたから、これを許可いたしますが、討論の再開となぬよう、身上を明の範囲にとどめて、なまく刺激的によよ。(笑声) 身上弁明の精神を失へぬよう、お詫び申し上げます。

〔佐々木盛雄君登壇〕

○佐々木盛雄君 ただいまの西村君の発言中、外務委員会におきまして私ができないと申したことなどあります。が、岡崎君と私は十数年以來の親友であり、外交政策につきましてはつたくその見解を一にしておるものでありまして、しかも政治家となりましたことは、自由党内における血盟の同志であります。かくのことと信頼せる朋類の同志を大切することとき言辭を弄する

ほどに私は非常識ではございません。  
【拍手】外相不信任は、政治家にとつて  
は一身上の重大問題であるのみなら  
ず、また政府にとりましても、まことに  
に重大なる政治上の問題であります。  
私は、今日まで、西村君は良識をも  
てゆたかな老練の政治家であると確信  
をいたしておつたのであります。が、  
しかるに、かくのことき、きわめて非  
紳士的に、荒唐無稽の中傷を行つた西  
村君の責任は、とうてい免れることは  
できないと存ります。  
【拍手】  
○議長（堀辰次郎君） 佐々木君、簡単  
に願ひます。  
○佐々木監修君（続） 一昨晩の本会議  
になきまして……。  
○議長（堀辰次郎君） 計論にわたらぬ  
よう、なるべく簡単に願います。  
○佐々木監修君（続） 一昨晩の本会議  
におきまして、有田君のきわめて不規  
則なる発言をとらえまして、その責任  
を追究されたわけであります。が、私  
は、かくのごとき癡情は、議院の品位  
を傷つけるものであると考えますか  
が、……。  
○議長（堀辰次郎君） 佐々木君……。  
○佐々木監修君（続） 西村君におきま  
しても進んで善説せざることを、私  
は西村君の良識を訴えてお願い申し上  
げる次第であります。  
○議長（堀辰次郎君） 西村君からも一  
身上の分明を求められましたから、こ  
れも討論風氣いたらぬよう分明を願いま  
す。本日の議論中合せの点をよく尊重  
して、なるべく簡単にお願ひいたしま  
す。  
【西村榮】君登壇

Digitized by srujanika@gmail.com

官 報 (另 外)

た。私が先ほど申し上げたのは、――  
佐々木君は、今日自由党を代表して岡  
崎外交を介護された。これは公人とし  
ての佐々木君のお立場であります。従  
つて、私は、個人として外務省員会を  
お述べにならうとする旨は、はな

○議長(堤廣次郎君) 右の結果、鈴木  
茂三郎君外百三十一名提出、岡崎外務  
大臣不信任決議案は否決されました。

はだ儀礼を欠くと思いましたから、これを引用して佐々木君の御所見を反覆することを避けたのでありますよ。何を言ひかと呼び、その他發言する者もありたが、私は、佐々木君が、岡崎市に日本外交をまかしておいてはだめだと私に述べになりました時間は、たしか外務政務次官の人達に漏れただ直後だと思います。(拍手)

〔発言する者多し〕

臣不信任決議案に賛成の諸君は自票  
反対の諸君は青票を持參せられんこと  
を擧みます。閉鎖。  
氏名直呼を命じます。

〔参考氏名を点呼〕  
【各投票】

〔参考投票を計算〕

中務省長別院  
投票總數二千六

可とする者(白間)、百三十一  
「拍手」  
否とする者(青間)、百九十二  
「拍手」



官報(另外)

〔佐藤副次郎君登壇〕  
○佐藤副次郎君 私は、日本社会党を代表して、先日議題となりました税法の一部改正案を法律案と申します。税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に反対するものであります。  
吉田内閣は、難關以米、いわゆる減税一千億円ないし、それがその政策の一枚看板にしておりました。したがって、現実の租税負担はそのままである。多くの方々は、暫定的税に泣き、重税のため、國民は、暫定的税に泣き、重税のため、倒産相次ぐのが現状であります。これが、今までの減税が、いかゆる税法による減税であつて、実質的には増税にならぬからであります。一方にいたりて税金をとるのに、差額的、差押的、差し引く形で支拂付して、徴収をしております。これまた、表面的な見方をして、利潤を出し、それでござります。この一庫は、自然増収であります。昨年、年末のときは、七百一億余の自然増収がございました。かかる点でござります。(拍手)  
かかるとき、今度の税法改正が採択されることはございませんが、いかにも何事も頼らなくなり、なれば、正直者がばかりを見ると、うれしい状態に追い込まれつゝあるのが、今日の姿でございます。

あるいは毎年引上げられておる状態でござります。いくら當局が申告制度の八  
率を附さましても、実際はしかつて行  
れていないのであります。従つて、今  
同の税率が競争引上げられたと申しま  
しても、それがたゞえつて税の割当が  
引上げられ、水増しされたりま  
して、まづ多くの減税になつておるな  
いのであります。

さらに、奇怪なことは、今度免止め  
ました富税の問題でござります。政府  
は、この税法成立の当初は、公平な  
税率だと申しまして、最高五割五分  
に引下げたのであります。この実態  
を踏まえて、至らの、微積成績を  
悪いといふ理由でこれを廃止して、わざ  
と一歩上の税率を引上げまして、それが  
も漏洩しまつたのであります。これが  
なれば、上に記述したと同様に、省  
れても、いまさき解釈の余地がござ  
ますまい。されば、よみ鑑定院にか  
きまして、年収二十四万円以下の人に  
は全部免除させよ、これによつてのみ  
抑めて減税一千億ができるということ  
を申してなりましたけれども、政府は  
これを取上げません。従つて、今度の  
減税法案の正体は、どこにその根柢があ  
るかといふことが判明いたゞけるのであ  
ります。

さらに、今回の改正法案のうちには、  
私たちの最もおそれておるところの内  
容が含まれております。これは企業和  
合や中小法人の危機のひそんでおる点  
でござります。この点につきましては、  
は、前の国会に引きまして、全国と  
猛烈なる反対があつたが故に審議未了になつ  
たのであります。今回も中小企業者の  
利益の出るような反対がなくございま  
す。本日質問において、當局は、企

組合や中小法人には絶対心配はかけない、迷惑はさせないということを守らなければなりませんが、第四十六条の三及び第六十三条の三項は、税務署の一方的な解釈で組合の運営が決定されるのであります。今日まことに聞きますと、税務署の汚職事件は跡を断つて、さうして、かかると、若い實業に於ける解釈がござるが、その武器を守られれば、あたかも、暴力犯に刃物を持てせるよな危険がござりますて、その及ぶところまで、まことに、けがり難いものでござります。相手が、かく中小企業者や協同組合などがようやく今日立ち上げつつあるとき、この法の適用によつて大きな障壁がないでござりますまい。少しも、少くとも、歴史幾多の悲劇のある税務署の更員に組合や中小企業の運営が、准拠によって安心の制度をさせるといふ意味では、私たちはどうしても納得の行かない点でござります。かるる意味におきまして、今回の税制改革は、いろいろな頭痛が生えられ、種々なる好印象を挙げられておりまことに、結局、現政府が中止することなく、小工場者や販賣の味方でなく、その敵であることを否認することができないのがござります。相手今後、企業組合は、税務署の成否は、税務署の末端に於ける運営が評価される結果に相なつて來るのでございます。従つて、本法案は、わざわざ減税に名をかりて、中小企業者に大きな圧力が加わることこそが最も危険なところでございます。

歩手前のあらゆる強制手段によつて、いともかく消費課税、關稅局の威光をもさに着ることによつて、草木も怒るほどの力で、あの重荷に耐える。反対を抑壓して來た、成立して來たからには、釐釐權力の縮小によつて、規務關係をゆるむ以前倒産するまで、は民主化へと走る。もがるに、今までの稅法の改革は、税の各体の認定が専門の因であつて、本改正では新たに三稅の主体を税務官厅として認定せしむることにある。東洋に行かれるであろうことと並んで、この規定を背景とする稅務權力の幾端的特徴など、つい現われるであらう。これに則り、明治時代以來いままでつづけた開港場の稅務權力の増強監視である。この問題を知る者は何人か、反対せざるを得ないといふ想辦な訴えを多くさん起しておられます。(拍手)

○ 滅費(堤原文郎君)　　洋香(中野喜一)  
　　〔洋香(中野喜一)〕  
○ 滅費患難窮(いたいま上昇)になりました。したがつて、法人税、所得税、相続税別に括り、の一部を改正する三法律案につきまして、私は、改進、分自、自由の三党を代表いたしまして、賛成の意を表すものであります。  
　　この一連の税関係の法律案は、音もまた多く、国民の税負負担を一層軽減し、合理化するとともに、資本の活用を促進するための税制の改正を行おうとするものであります。  
　　少なくとも、この一連の税関係法律案の審議の過程において、議論の中心となるべきは、なまざかその第一には、少額所得者の免稅と高額所得者の税率の点であります。  
　　一方は年収七万円でもまだ税がかからぬ。両派社会の諸君からは、百四十万円あける為額所得者は、まだ二万五千元が自分の所得として残るけれども、直に申して、各層を通じて、国民の税負負担がわかれること、思つておりません。國家の経営がもつと切り詰められ、許すならばまつと大層な減税がなされ、されるべきものであると考えております。されけれども、一方国家の歳出の面から見れば、一定の限度があります。しかも、今回の改正では、源泉所得における和二十四年に一千九百二十二万人であつたのが、今度の改正では一千五十九万五千人までに税がかからなくなつたことになります。これによつて納税者数は、四千人までに減らすことは、なかなかやつたことではない。これによつて納税者数は、四千人までに減らすことは、なかなかやつたことではない。

•

にだんく課税の対象を少くしているのに、こういふやくする仕方は仕しならぬとのお話は、私どもとしては理解いたしかねるのであります。(拍手) すなわち、所得税にその一例をとるならば、給与所得者、夫婦子供三人の家庭では、年収十八万円の場合、現行制度では五千五百九千円がまつていたものにつきましては、両派社会党の諸君が、今回の改正ではゼロ、十ねむれどもかからぬこととなり、年収三十万円の場合は、正直に言うと、内心では、今の財政扶助からしてこの程度でやむを得ないと思われるようになつたのであります。これがいであろうと、ますゞ満足しておられると思受けるのであります。その趣旨は、正直に委員会におけるところの両派社会党は、はだ低調な論議で終始せられたこの一事を見てもわかると思うのであります。(拍手)

ばかり、生産を増強し、八千三百万人が食つて行けるような積極的な経済態勢を急速に整えた算はならないのであります。ことに、財團体験を契機として、わが國経済は特異依存から脱却して、正常な経済に、しかも国際経済の新しい段階に対処すべきとき、それには各層にどの程度の税の徵収が必要か、この必要のバランスなどあるがが問題事なのであります。また、持っている者らはとれ、それを低所得者に配分しようといふ、こういう考え方でござる。日本経済は断じて立ち直れません。世界経済に伍して断じて立つてはいけません。失礼ながら、向社會黨の諸君が、時代の要請する点にちつと視野を広げていただきたいなと必要があるらうかと思われるのです。(拍手)

が民主化され、大衆化されて参りました。このことは、理窟の立派な論議をもあわせ考りますと、いふに、理論立派な社会党の諸君といふのが、理论として筋は通らないといふことがおわかりになると思つたのであります。

さうして、委員会において議論の中心となる企業組合に対する推進規制について、両社から論難のほこをされに集中せられましたけれども、これは、前国会以来、主権當局から監視目的とする賛賛企業組合は別と置いて、すべてに法人格を承認されている点について、新たに本法の各項をも動かして法人格を否認するときとまでは絶対しないと、したゞん暫制的であるにもかかわらず、ややみにござるおびがるがござります。たゞ、富士松子の奮闘に乗せられましたまことに、たゞいま佐藤から反対の討論をされましたが、その反対される根拠は、たゞ單に、裕税を廃止することをもつて、あかも資本家擁護であるかのごときを論でありますだけれども、これは、今回の税法改正以其の一連の施策により解消するに至る結果であつて、あくまで御研究の足りない趣旨であつて、たゞなれば、この富士松子を廃止するに至りにこそ、所得税の最高税率を上げたのであります。それが、これはあくまで取上げて御議論は、そこにはございません。次第であります。この税法

式が確定したと、中華人民共和国税法は、その実質減税が、名目上の減税が、開拓地の自然な増収を見積りしているからである。これは、税法上の減税のほかには、もちろん税率を下げても、国民経済全体の収入がふえれば、それが他の税の取扱いが多くなるので、何回かの改正によって払ふべき過きは、当然のことである。たゞ、その結果、税率が一方で高くなる一方で、現在の税法とそのままでは、結論として、總額一千七十五億円といふのが本税となるのであるが、もとよりこの税額は、生産がふえて国民所得の増加し、ひいては国民の暮らしのよくなり、これがどれども、実際問題として、所長のとては確かに一つのれいの方でありません。けれども、この税は把據が困難であり、しかも頗る手数と経費があるので、現に十七年度においては、わざわざ一千七十五億円の税収入にもあらず、その代りは微額費に食われている。よって、定稅を廢止したのをかわりに、最高議院に引上げたのであって、これによるともして負担者の税負担は逆に重くなることをこの際しかうけ加えておきます。

の経済政策に誤りのなかつた左翼政権の失敗と、それをもとにした反対勢力の反攻が、まさにこの段階で本格化する。左翼政権は、その経済政策の失敗を認め、それをもとにした反対勢力の反攻を防ぐために、反対勢力の根柢をきこして弱くはましまして、私は改進 分自 並

報 (另、外)

する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に關連し、法人税について大公社と中小会社との間に実質上著しい差別待遇のあることを、簡単に數字をもつて指摘したいのであります。結論的にこれを申し述べますならば、両者一律に四千九百の法人税を課すを含むながら、大まかに一千万円以上の大公社は実質的には四千九百の法人税しか納めていないことを指摘したいであります。

既に前項を通じて政府の法人税に期待する二十八年版徵收額は千七百億円、これを資本金別に上別してみると、やはり、資本金一千万円未満の小公社から八百億円、一千五百万以上の大公社から約九百億円でございます。ところが、今回の租税特別措置法の改正がなされた結果、大公社の法人税額はなし七十六億円を増し、九百七十五億円余に達するのであります。換言いたしますと、一、特別償却適用範囲の拡張によって十四億円、二、価格変動準備金制度の改正によって十九億円、三、貸倒れ準備金留保限度引上げによって三十億円、四、賃料控除関係

張拂の署名で隠れて矢資本導入の改正である。拍手をしないで、大金社は法人大税五百七十六億円を課す。五千円を、五百億円に減額するのであります。子から、この数字をも逆算すると、大金社は約二八九の法人税を払う。予めない勘定を下しますと、一千万円未満の中小企業の名実との四割を多く比しまして、公然四割を削減されるのであります。

さて、大公化に対する政府の想いがこれまでの間ほとんど大きな問題でござります。それが、これが、が迫害でなければならぬことは、政府が、今回大法人民法改正によって、税規制に至るが、これが、が迫害でなければならぬことは、政府が、今回規制を設けることを意図したこととして、今回規制を見合せた点でござります。拍手これが明らかに大資本と結託した政府のサボタージュと申せねばなりません。拍手ながら、政府が資本蓄積奨励の対象として減税までつづっている当の大相手である大金社は、二十七年度に本て八百億円といふ誇張すべき支那費を、いまはその支那用族の長、夜の空のために浪費しておるのであり

の暗夜にまでなぞる。歸らざれば、死んでしまひにゆきあります。捐手は公然並びにゆきあります。三百億円が減額され、しかもされば三百億円の法入税を負担してさへあるから、三百億円にとどまるべきだ。まあ、私は、政府提案で改正法入税に賛成する。それは、要廢除規制の欠如の不正のためである。中小企業者たる、本会社の実情を考慮して、二九を重く引下げるべきである。主張せざるを得ないのであります。拍子。

所法に法律をもとめ、その中で千人以上の人民の免役が主に、敗戦国民とされ、議論を考慮してあります。

で暮の十日十夜をあざむけん金がこぼれぬよ

○講演 堀辰次郎君、平野忠次郎君  
○平野忠次郎君 箕輪の事実を述べ  
代表して、二点、いはゞ議題となりました  
法人税法等一部を改正する法律案、  
税轉別措置法の一部を改正する法律案、  
並びに所得稅法の一部を改正する法律案  
の各案に對し反対の意見を表明せ  
とするものであります。

貿易の現状は、たゞ前回の報告書によつて、三億円の輸出額を記載したが、本年もこの傾向は繼續する。以上合計七十六億円が特別統計によつて算出された。この内訳は、(1)輸出額、(2)輸入額、(3)通関手数である。(1)輸出額は、主として、(1)軍需品、(2)機械、(3)紡織品、(4)化粧品、(5)電気機器、(6)農産物等である。(2)輸入額は、主として、(1)生糸、(2)紡織品、(3)機械、(4)電気機器、(5)化粧品、(6)農産物等である。(3)通關手数は、主として、(1)紡織品、(2)機械、(3)電気機器、(4)化粧品、(5)農産物等である。

に本筋が半ば常化し、五人家族年収十人万円が常民となることを示すとしている。この點は現行法よりは多分の進歩と言えますが、抵觸税負担者等の首相賛成は次の如くである。公的的立場に立つてゐる私見によれば、政府提出の原案に反対しておきたい。大蔵省主査局推計によると、二十八年度において見込まれる所得階級別累表を基礎といたしまして、年所得三千万円以下の大蔵の主張が納稅者の中で占めている地位にして申すと、

說 明 事 態 政 治



があり、国際友好の上より誠に遺憾とするところである。しかしながら、講和条約効力以来戦犯処理の推移を顧みるに、中国は昨年八月日華小糸効力と同時に全員赦免を断行し、フランスは本年六月初め大減刑を実行してはほとんど全員を開放し、次いで今回、フィリピン共和国はギリノ大統領の英断によつて、去る二十二日朝横浜埠頭に全員を迎へ得たことは、圓滑の至りである。且又、来る八月八日には、福井マヌス島より百六十五名全員を迎えることは裏心放棄に堪えないと同時に、福井政府に対し釋放の謝意を表するものである。

かくて戦争問題解決の途上に横たわっていた最大の障害が果はるに取り除かれ、本底は、最終段階に突入したものと認められる秋に際会したので、この機会を窺うことなく、この際の際立たぬ対応が講じられなければ、受刑者の心境は憂慮すべき事態に立ち至るやうに計りがたきを憂えるものである。われわれは、この際関係各国に対して、わが国の完全独立のためにも、将又世界平和、國家親交のためにも、すみやかに問題の全面的解決を計るべきことを喚緊の要事と確信するものである。

よつて政府は、全面赦免の実施を促進するため、強力にして適切且つ急速な措置を要望する。

右決議する。

(拍手) そもそも、講和条約以来、戦争受刑者の駆逐放逐等について決議案が本院に上程せられましたのは、今回が第三回目でございます。しかも、今回は、

前二回とはまことに異なつた情勢下に置いて御審議を願うわけでござります。と申しますのは、昨年八月、中國が、日華条約効力と同時に、全員赦免を断行して、戦犯問題を一挙に解決し、フランスが前後十三回にわたり合計約六十名の仮出所を許しただけで、全面的解決の兆候はいづこの國にもこれを認めたことがであります。かかるに、本年六月に入ると、フランスが突然大減刑を断行して、ほとんどの全員を開放したのに続いて、この

解決の兆候はいづこの國にもこれを認めたことがあります。かかるに、本年六月に入ると、フランスが突然大減刑を断行して、ほとんどの全員を開放したのに続いて、この

ざる絶対でござります。開戦以来、この戰争においては、双方ともに相手方の戰犯行為を指摘非難して參りましたが、このよくな休戦となつてみれば、その處罰などは、双方ともやるるとしてもできることはございません。  
（拍手）結論、戰犯裁判といつもの苟延に降伏した者の上に加之されたる災厄であるとするならば、連合国は法を引用したのではなければ適用したのでもないであります。連合國は法を引用したのでもないであります。（拍手）  
い、と喝破してベル博士の言はほのまゝ眞理であり、今日黒鷲における拘留懲罰の基礎はすでに崩壊していると考へざるを得ないのであります。（拍手）  
最近、ソ連はオーストリアの戰犯百名を放し、さらにまた同國に拘留されている日本本人の放送内閣見込みありとの報道も伝えられております。このころの世界情勢の急変を見れば、ソ連が戰犯と称する全員を放して、其黨が現在のままに取残されると云うことを保しがたいのであります。この一試にしてわれ死ぬべしや  
みちのくにはいますにわれ死ぬべやや、このよくな悲痛な気持を抱いて、千名に近い人々が渠巣に暮していふことを、何とて独立国家の面目にかけて放しておくことができますよ。（拍手）機運はまさに熟しています。

において全会一致をもつて原案  
すべきものと議決した次第です。

○議長(堤文次郎君)採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤文次郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り決す

り可決いたしました。(拍手)  
この際、法務大臣から発言を求めて  
ております。これを許します。法務

〔國務大臣大養健君登壇〕  
○國務大臣(犬養健君)　ただいま本  
においてなされました御決議を、深  
感慨をもつて拝聴いたしました。

職犯処理につきましては、最近につて相次いで海外より朗報が参つてりまして、関係各國のとられました

の好意ある措置に対し満腔の感謝表明するとともに、これによつて救せられた戦争受刑者とその御家族の中を慰祭いたし、ともに深き喜び

たえないものがあるのであります  
（拍手）  
しかしながら、他面において、フ  
リゼン及び奈川より帰郷した人々、

た歸還せんとする人々を含めますな  
ば、果鶴拘置所における拘禁者の  
は、ほとんど平和条約発効当時と同

となるような実情であります。これ  
の人々の解放につきましては、米国  
政府並びにオランダ政府は、個別的に

かで合法的に輸入を処理するといふ問題を明瞭にしておりますが、その結果としましては、米国関係は、昨年十一月から現在までを通じて許可を得た

意と努力とを傾けまして善処をいた

し、もつて國民各位の熱望にこたえたりき覺悟でござります。(拍手)

律案(内閣提出)

案(内閣提出、參議院送付)  
○謹長(堤康次郎君) 日程第七、刑  
法等の一部を改正する法律案、日程第

八、判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題いたします。委員長の

君。 捕牛を止めます。 法律を改正する法律案

刑法等の一部を改正する法律

第三条 犯罪者予防更生法の一部  
改正

附則  
正  
(刑法の一部改正)

第一條 刑法(明治四十年法律第十五号)の一部を次のように改する。

**第二十五条** 第二号中「七年」と「五年以内」に改め、同条に次一項を加える。

ルコトアルモ其執行ヲ猶子エレタル者一年以下ノ徵役又ハ鋼ノ言渡ヲ受ケ情状特ニ閼

可キモノアルトキ亦前項ニ同  
但第二十五条ノ二ノ保護規定

付セラレ其期間内更ニ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此臘ニ在ラズ  
第二十五条の次に次の二条を加える。  
第二十五条ノ二「前条第一項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護觀察ニ付スルヨリコトヲ得前条第二項  
ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護觀察ニ付ス  
保護觀察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム。  
第二十六条を次のように改める。  
第二十六条 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ。  
一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ然鏡以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ヲ猶予ノ言渡ナキトキ  
二 猶予ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ヲ猶予ノ言渡ナキトキ  
三 第二十五条第一項第二号犯シタル者及ビ第二十一条ノ二第三号ニ該ル者猶予ノ言渡前ニ犯シタル者除ク外猶予ノ言渡前他人ノ言渡ヲ取消スコトヲ得  
一 猶予ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ罰金ニ処セラレタルトキ



ついては、その考試を経た時に裁判所構成法による判事又は検事たる資格を得たものとみなして、前

## 2 裁判所構成法による司法官試補

たる資格を有し、陸軍法務官、海

軍法務官又は法務官たる陸軍の法

務官将校、海軍の法務科士官、第

一復員官、第二復員官、第一復員

事務官若しくは第二復員事務官の

在職年数が通算して三年以上にな

る者については、その三年に達

した時に裁判所構成法による判事又

は検事たる資格を得たものとみな

して、前条の規定を準用する。

第三条【又は関東州介護士令(昭和十一年勅令第十六号)による介護士(以下「外地介護士」という。)又は満州国の律師(以下「外地介護士」)に改める。】を

若しくは関東州介護士令(昭和十一

年勅令第十六号)による弁護士(以下「外地弁護士」という。)又は満州國の律師(以下「外地弁護士」)に改める。

第三条の二【又は電波管理委員

会若しくは郵政省に置かれる審理

官】を、郵政省の電波監理審議会に

置かれる審理官、公正取引委員会の

事務官若しくは總理府事務

官】に改める。

## 官

## 外報(号)

件がきわめて厳格である上に、猶予中さらに罪を犯した場合は必ず取消され、また取消し得ることとなつておる

のでございます。そこで、本案は、刑

事政策の目的達成上、これらの欠陥を

補うため、刑法、刑事訴訟法、犯罪者

予防更生法、更生緊急保護法等につ

き、おのづか必要な改正を行おうとす

るものであります。

改正のおもなるのをあげますと、

第一点は、刑法の改正に関するもの

で、現行規定の前に禁錮以上の刑に処

せられたことがあつても、その執行を

終りまたは執行の免除を得た日より七

年以内に禁錮以上の刑に処せられたる

ことなき者といふ「七年以内」の制限

を、「五年以内」に短縮し、また、執行

猶予中の者であつても、言渡し刑が一

年以上の懲役または禁錮の場合にも、

慣習によりさらには再度の執行猶予を与

え得ることとし、他面、執行猶予中の

者は、これを保護観察に付さうとする

とをもつて努力しておるのであるが、

調整をはかる等、本人が再び罪を犯す

原因をなくすることに重点を置き、こ

の仕事に当る職員は、民間保護司と

ともに、社会奉仕者としての自觉と熱意

をもつて努力しておるのであるが、

たゞ、執行猶予が一

度の執行猶予の場合は、言渡し刑一年

以下の懲役または禁錮とした理由いか

ん、むしろ進んで言渡し刑一年六月末ま

たば二年以下としてはどうか、また、

たゞ、執行猶予を取消し事由とするこ

とが當否等の質疑に対し、政府から再

度の執行猶予を与える犯罪は、目下の

ところさしありこの程度にとどめた

のであります。第三点は、犯罪者予防更

生法及び更生緊急保護法の改正で、刑

事訴訟法上の改正でありまして、こ

の保護観察は、手続上、刑の言渡しと

同時に判決で言渡すこととするこ

とであります。第三点は、犯罪者予防更

生法及び更生緊急保護法の改正で、刑

事訴訟法上の改正でありまして、こ

の保護観察は、手続上、刑の言渡しと

同時に判決で言渡すこととするこ

とであります。第三点は、犯罪者予防更

生法及び更生緊急保護法の改正で、刑

事訴訟法上の改正でありまして、こ

の保護観察は、手続上、刑の言渡しと

同時に判決で言渡すこととするこ

とであります。第三点は、犯罪者予防更

生法及び更生緊急保護法の改正で、刑

事訴訟法上の改正でありまして、こ

たして本案のねらいとする目的を達成したいからか、そこぶる疑問である

し得るのであつて、これに対し政府

は、執行猶予者に対する保護観察につ

いては、すみやかに別法を制定し、最

も適切妥当な方法によつて、制度本來

の目的を達成したい、また、且下わ

れてる保護観察の制度は、過去の弊

弊監視的なものは根本的に異なり、た

とえば、就職のあつせん、家庭条件の

調整をはかる等、本人が再び罪を犯す

原因をなくすることに重点を置き、こ

の仕事に当る職員は、民間保護司と

ともに、社会奉仕者としての自觉と熱意

をもつて努力しておるのであるが、

たゞ、本案は委員会において修正議決

せられた次第でござります。

なおその際、多數をもつて本案に對

し附帯決議を附することを決しました。すな

わち、本案は委員会において修正議決

いたしましたこと、その他これに伴う附則を若干修正したことあります。

かくて、討論は省略し、修正案並び

に修正部分を除く政府原案をそれへ

採決いたしましたところ、いすれも全

会一致をもつて可決されました。すな

わち、本案は委員会において修正議決

せられた次第でござります。

なおその際、多數をもつて本案に對

し附帯決議を附することを決しました。すな

わち、本案は委員会において修正議決

せられた次第でござります。

いたしましたこと、その他これに伴う附則を若干修正したことあります。

かくて、討論は省略し、修正案並び

に修正部分を除く政府原案をそれへ

採決いたしましたところ、いすれも全

会一致をもつて可決されました。すな

わち、本案は委員会において修正議決

せられた次第でござります。

なおその際、多數をもつて本案に對

し附帯決議を附することを決しました。すな

わち、本案は委員会において修正議決

せられた次第でござります。



ける大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案、日程第三十二、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案、日程第三十三、昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案、右十七条を一括して議題といたします。委員長の報告並びに趣旨弁明を許します。水害地緊急対策特別委員長村上勇君。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案

二 公立学校施設 地方公共團体  
が災害地域内に設置する学校の  
用に供せられる建物、建物以外の  
工作物、土地及び設備をいう。

三 公立の社会教育施設 地方公  
共團体が災害地域内に設置する  
公民館、図書館、博物館及び体  
育施設(社会教育法(昭和二十四  
年法律第二百七号)に規定する  
社会教育のために設置した体育  
施設のうち、体育館、運動場、  
水泳プール及び庭球その他  
コートをいう。)の用に供せられ  
る建物、建物以外の工作物、土  
地及び設備をいう。

四 災害 昭和二十八年六月及び  
七月の大水害による災害をい  
う。

五 災害復旧事業 災害によつて  
必要な生じた事業で災害にかかる  
公立学校施設又は公立の社  
会教育施設を原形に復旧する原  
形に復旧することが不可能な場  
合において当該施設の従前の効  
用を復舊するための施設をするこ  
と及び原形に復旧することが  
著しく困難であるか又は不適當  
である場合において当該施設に  
代るべき必要な施設をすること  
を含む。)ことを目的とするもの  
をいう。

六 災害によつて必要な生じた事業  
であつて、公立学校施設である建  
物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨  
造でなかつたものを鉄筋コンク  
リート造又は鉄骨造のものに、鉄  
骨造のものを鉄筋コンクリート造  
のものに改良して当該建物の従前  
の効用を復旧することを目的とす

3 第一項第二号及び第三号に規定する災害地域は、政令で定める。  
（公立学校施設の災害復旧事業に対する國の負担）  
第三条 國は、公立学校施設の災害復旧事業に復旧事業の事業費の四分の三を負担する。  
(災害復旧事業の施行の目標)  
第四条 地方公共団体は、この法律により國の負担金の交付を受けて施行することができる公立学校施設の災害復旧事業全体の六割に相当する部分を昭和二十八年度において、その残余の部分を昭和二十九年度において施行するよう努めなければならない。  
(事業費の範囲)  
第五条 第三条の規定により國がその費用の一部を負担する公立学校施設の災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額(以下「工事費」といふ。)並びに事務費とする。  
(事務費の決定)  
第六条 公立学校施設の災害復旧事業の事業費の額は、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。この場合において、事業費のうち設備費の額は、政令で定める基準に従い決定するものとする。

(成功認定)  
第七条 国の負担金の交付を受けた  
地方公共団体が負担金に係る公立  
学校施設の災害復旧事業を施行し  
たときは、遅滞なく、その事業費  
を精算して、文部大臣の成功認定  
を受けなければならない。  
(負担金の返還等)  
第八条 國の負担金の交付を受ける  
地方公共団体が負担金に係る公立  
学校施設の災害復旧事業を施行せ  
ず、又は負担金をその目的に反し  
て使用したときは、文部大臣は  
負担金のうちその施行しない当該  
災害復旧事業に係る部分を交付せ  
ず、若しくは返還させ、又は交付  
の目的に反して使用した部分の負  
担金を返還させることができる。  
この場合においては、文部大臣  
は、あらかじめ、当該地方公共團  
体の教育委員会に対し、訟明のた  
め意見を述べ、及び当該地方公共  
團体のための有利な証據を提出す  
る機会を与えなければならない。  
2 前項の規定により負担金の返還  
を命ぜられた地方公共団体は、そ  
の返還を命ぜられた金額を、遅滞  
なく、國に返還しなければならな  
い。



昭和二十八年八月三日 民議院会議第三十五号

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての國の費用負担及び補助に関する法律

八二六

復旧ニ要スル費用ニ付テハ六分ノ  
五」と読み替えて、同法第二十四  
条の規定を適用する。

2 伝染病予防法第二十五条第一項  
の規定にかかるらず、前項に規定  
する期間内に、被害地域に係る財  
が水害のため同法第二十二条の規  
定により支弁した費用及び被害地  
域の同法第十九条第二項に規定す  
る市が水害のため同項に規定し支弁  
した費用につき、同法第二十  
五条第一項中「二分ノ一」とあるの  
は「四分ノ三」と読み替え、前項に  
規定する被害地域の市町村が水害  
のため支弁した費用に対し当該県  
が同法第二十四条の規定により支  
出した費用については、同法第二  
十五条第一項中「二分ノ一」とある  
のは「三分ノ二」昭和三十六年六月  
及び七月の大水害の被害地域にそ  
ける公衆衛生の保持に関する特別  
措置法(昭和三十六年法律第一  
号)第一条三規定スル水害ニ因ル  
(第二条第四号ニ規定スル施  
設ニ付オノ災害ノ復旧ニ要スル費  
用ニ付アハ五分ノ四」と読み替え  
て、それぞれ同法第二十五条第一  
項の規定を適用する。

3 第二項の場合において、起算日  
を昭和二十八年六月一日とする市町  
村及び同年七月一日とする市町  
村は、政令で定める。

第四条 國は、政令で指定する被害  
地域において、山林水道が水害によ  
り破壊され、その復旧又は補修する  
簡易水道が水害を受けた場合又は  
從来住民に使用されていふ井戸、  
流水、小川等の水路若しくは給

水施設が水害によつて破壊され  
その復旧が困難で、これを放置が  
ある場合に、当該市町村が昭和二  
十八年六月一日又は同年七月一日  
から昭和二十九年三月三十日ま  
での間に、簡易水道を復旧又は布  
設をもよおすときは、予算の  
範囲内において、その復旧又は布  
設に要する費用の二分ノ一を当該  
市町村に補助することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の場  
合に準用する。

(汚物処理等に関する補助)

第四条 國は、政令で指定する被害  
地域の市町村が、昭和二十八年六  
月一日又は同年七月一日から左の  
第一号に該当する場合には、あつては、  
昭和二十九年三月三十日までの  
間に、左の二号又は第三号に該當  
する場合にあつては昭和三十年三  
月三十日までの間に、それぞ  
れ、左の各号の一に掲げる費用を  
支出したときは、昭和二十八年度  
又は昭和二十九年度において、予  
算の範囲内において、その費用の  
三分の二を当該市町村に補助する  
ことができる。

第一号 この法律は、昭和二十八年  
六月及び七月に生じた大水害(以  
下「水害」という。)を受けた政令で  
指定する地域(以下「被害地域」と  
いふ。)において国民健康保険を行  
う保険者に対し、貸付金の貸付及  
び補助金の交付を行ひ、もつて被  
害地域における国民健康保険事業  
の円滑且つ健全な運営に資するこ  
とを目的とする。

(貸付金の貸付)

第二条 國は、前条に規定する被害  
地域において国民健康保険を行  
う保険者(特別国民健康保険組合を  
除く。以下同じ。)で、昭和二十八  
年六月一日政令で定める地域にあ  
つては七月一日から六箇月間に保  
険料(国民健康保険税を含む。以下  
同一)又は一部負担金を減免した  
ものが、左の各号に掲げる要件を  
具備するときは、当該保険者に対

して必要な事項は、政令で定める。  
附 則

この法律は、公布の日から施行  
し、この法律に規定する事項であ  
てこの法律の施行前に係るものにつ  
いても適用する。

昭和二十八年六月及び七月の大水  
害の被害地域に行われる国民健康  
保険事業に対する資金の貸付及び  
補助に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大  
水害の被害地域に行われる国民  
健康保険事業に対する資金の貸  
付及び補助に関する特別措置  
法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年  
六月及び七月に生じた大水害(以  
下「水害」という。)を受けた政令で  
指定する地域(以下「被害地域」と  
いふ。)において国民健康保険を行  
う保険者に対し、貸付金の貸付及  
び補助金の交付を行ひ、もつて被  
害地域における国民健康保険事業  
の円滑且つ健全な運営に資するこ  
とを目的とする。

(貸付金の額)

第三条 前条の規定による貸付金の  
額は、保険料減免額及び一部負担  
金の減免額の百分の八十に相当す  
る額以内の額とする。

(貸付条件)

第四条 第二条の貸付金の償還期限  
は、貸付金の貸付を受けた年度の  
翌年度の初日から十五年(当該翌  
年度の初日から五年間の償還期間  
を含む。)以内とし、年利五分五厘  
の元利均等年賦の方法により、政  
令の定めるところにより償還する  
ものとする。

第五条 前号に掲げる場合の外、正  
当な理由がなくて契約の条項に  
違反したとき。

第六条 厚生大臣は、必要があると  
認めるときは、貸付金の貸付を受  
けた保険者に対して報告をさせ  
又はその職員をして、保険者の事  
務所に立ち入り、貸付金の用途及  
び償還その他必要な事項につき、  
実地の検査をさせることができ

第七条 厚生大臣は、貸付金の貸付を受  
けた年度における貸付の期間及び  
当該年度の翌年の初日から五年間  
とし、据置期間中は、無利子とす  
る。

2 前項の規定により職員が立入検  
査をする場合においては、その身

し、国民健康保険事業の経費に充  
てさせるため、昭和二十八年度に  
限り、予算の範囲内において貸付  
金を貸し付けることができる。  
一 水害のため、当該国民健康保  
険の被保險者に係る市町村が、

災害救助法(昭和二十二年法律  
第百八号)の適用を受けておこ  
と。

二 昭和二十八年六月一日(政令  
で定める地域にあつては七月一  
日)から六箇月間に減免した保  
险料の額(以下「保険料減免額」  
といふ。)が、昭和二十八年五月  
末現在において調査決定して  
いたその年度の保険料の額の百  
分の十に相当する額以上であ  
ること。

三 保険料(国民健康保険税を含  
む。)の申請書に虚偽の記載があ  
つて、いつでも貸付金の全部又は一  
部につき、「一時償還を命ぜること  
ができる。

四 この法律に基く貸付金の貸付  
の申請書に虚偽の記載があつた  
とき。

五 又は虚偽の報告をしたと  
いふ、又は虚偽の報告をしたと  
いふ。

第六条 國は、貸付金の貸付を受け  
た保険者が、左の各号の一に該當  
する場合には、貸付金の貸付を受  
けたときの貸付金の貸付を受けた  
とき。

第七条 國は、前条に規定する被害  
地域において国民健康保険を行  
う保険者(特別国民健康保険組合を  
除く。以下同じ。)で、昭和二十八  
年六月一日政令で定める地域にあ  
つては七月一日から六箇月間に保  
険料(国民健康保険税を含む。以下  
同一)又は一部負担金を減免した  
ものが、左の各号に掲げる要件を  
具備するときは、当該保険者に対

(年賃金の支払猶予)  
第一項 國は、災害その他特別の事  
由により年賃金の支払が著しく困  
難となつた保険者に対し、その年  
賃金の支払を猶予することができ  
る。



補償に要する経費について、主務大臣の定めるところにより、その全額を補助する。

1

昭和二十八年六月及び七月の水旱による被害農林漁業者等に対する特別措置法案資金の融通に関する特別措置法案  
昭和二十八年六月及び七月の水旱による被害農林漁業者等に対する特別措置法案

被害を被つた旨又はその所持する業者が、またその他の政令で定める施設が流失し、埋没した等のいたる苦しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けた林業者等のため著しい被害を被つた旨又はその所有する漁船、漁網その他の施設が、政令で定める施設が流失し、埋没した等のいたる苦しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けた漁業者をいふ。

三 値還期限が政令の定めるところにより五年以内のものであること。

三 利率が政令で指定する地域（以下「指定地域」という。）ににおける被害農林漁業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、開拓地における農業経営に必要な資金として貸し付けられる場合は年五分五厘以内、その他の場合は年六分五厘以内のものであること。

一 この法律において「施設復旧資金」とは、左の各号に掲げるものといたる。

一 組合又は金融機関（農林漁業

(以下「連合会」と総称する。) 又は金融機関が被保組合に對し、その所有する農林漁業金融公庫法(昭和三十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第七号に掲げる施設であつた水害によつて被害を受けたもの災害復旧に必要な資金として、一千円の範囲内において、倍還定期限五年以内、利率年六分五厘以内及び貸付を受けた者が当該災害復旧につき必要な資金農林漁業金融公庫から借り入れた場合は返済することを条件として、昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるもの。

**(国庫補助)**  
第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左の各号に掲げる経費の全部又は一部を補助する。  
一 都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農林漁業者に対し貸し付ける額の経営資金又は施設復旧資金（農業協同組合又は漁業協同組合）をもつて貸し付けたけれども、その他の金融機関から借り入れられた資金をもつて貸し付けたもの又は、第五号及び第七号において同じで、につき利

て損害を受けた農林漁業者及び農業者等の組織する法人に対し、  
農林漁業經營、農林漁業融資の実務に於ける問題を  
皆復旧等に必要な資金の融通を専門的  
に於ける指掌と講じてその經營の  
安定に資することを目的とする。  
（専務）

連合、森林組合、森林組合連合等の連合会、土地改良区、土地改修区連合、森林組合、森林組合連合等の連合会又は水産業協同組合であつて水害によりその所有し又は管理する施設、在庫品等につき苦しい被災を受けた者をいふ。

金融公庫を除く。以下同じ。<sup>5)</sup>  
被信農林漁業者に対し、農地排水施設等による水害の復旧に必要な資金を貸付する。  
（水害）原因とする地すべりによりて危険状態が発生した地すべり地帶知事はその旨を告示した。  
内閣府は、農林漁業者の生産性向上のための移転地の整備等によるものとし、これを代えるものとして、被信農林漁業者に必要な資金を貸付する。<sup>6)</sup>

農林中央金庫その他との金融機関が被害農林漁業者又は被害者合に対し、その所有又は管理する農地、牧野、林道又は港湾をもつて水害によつて被害を受けたもの災害復旧に必要な資金で、令度で定めるものの、農林漁業金融公庫から借り入れまでの間のつなぎ資金として一千五百円の範囲内において、償還期間二年以内、利子手六分五厘以下の

二、利子補給に要する経費  
（子細額）  
道府県が、連合会又は農業金融機関に貸付ける利子補給金の額は、中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は半該金融機関が、被借農林漁業者に經營資金又は施設復旧資金を貸し付けようとする組合に対し、当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は当該金融機関に対し利子補

る農作物の減収がその半年においても、其の収穫量の百分の三十以上である旨、水害によりその耕地石若しくはその生産に直結する結果、その他の令で定める施設が流失し、埋没した等のため苦しい被害を受けた者又はその所有する家畜若しくはさみが流失し、へい死した等のものも甚しい被害を被つて旨の市町村長の認定を受けた農業者をいい、「被災林木業者」とは水害によりその生産する結果その他の政令で定めた林木植物が流失した等のため苦し

「被害農林漁業者」と総称する。上に述べた如きの被害農林漁業者に対する補助金は、主として種苗・肥料・葦莖・薪炭原木等の購入資金その他の他、林漁業經營に必要な資金（農林漁業用施設の復旧資金を除く）で、和十九年三月三十一日までに交付するものであるが、左の各号に該当するものである。

において、償還期限五年以内、  
利率年六分五厘以内（指定地ば  
における被害樹林漁業者に貸し  
付けられる場合は年三分五厘  
内）及び賃付を受け者が当  
災害復旧につき必要な資金を支  
林漁業金融公庫から借り入れ  
場合は返済することを条件と  
て、昭和二十九年三月三十一日  
までに貸し付けるもの。

5  
の条件で昭和二十九年三月三十日までに貸し付けるもの  
この法律において「事業資金」は、運営会又は金融機関が被借  
合に対し、水害により被害を受けたために必要となつた事業運営費  
金として、「一千万円の範囲内に  
て、償還期限五年以内及び利  
率六分五厘以内の条件で昭和二  
九年三月三十一日までに貸し付  
るもの」という。

を行ふ場合における当該利子等を  
給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合、  
業協同組合その他の金融機関  
の契約により、当該金融機関  
被害農林業者に対する貸し付  
の経営資金又は施設復旧資  
づき利子補給を行ふのを要す  
る経費の全部又は一部を都道府  
が補助する場合における当該  
助に要する経費

四 市町村が、連合会又は農林  
央金庫その他の金融機関との  
間で、

昭和十八年八月五日  
樂部院公議録第三十五

特別措置法案外十六件

卷之三

卷之三

卷之三









一、負担法第三条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する國の負担率は、同法第四条第一項の規定にかかわらず、前条に規定する災害につき、同法第七条の規定により決定され、災害復旧事業費の総額を、それぞれ左に掲げる額に区分して、逐次に、それぞれ、左に掲げる率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとして、四位以下は、四捨五入するものとする。

イ、当該地方公共団体の昭和二十一年度の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については、十分の八。

ロ、当該地方公共団体の昭和二十六年度の標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額に相当する額については、十分の九。

ハ、当該地方公共団体の昭和二十九年

度に相当する額を除いた割合とする。

(水防法の特例)

第三条第一項に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに關し、水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）に規定する水防管理団体が、水防のため要した費用のうち資材に關するものについては、同法第三十二条の規定にかかわらず、国が、その費用を負担すべき割合を除いた割合とする。

(道路の修繕に対する補助)

第四条 国は、第一項に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものにより道路の修繕を必要とする場合においては、道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第二条の規定にかかわらず、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する當該貸付金の償還期間を三年間延長するものとし、貸付の日から三年間は、据置期間とする。

(公営住宅法の特例)

第五条 第一条に規定する道路の修繕に対する費用については、その補助基本額（道路の修繕に關する法律の施行に関する政令（昭和二十一年政令第四百七十九号）第二十八条に規定する道路の修繕にかかる費用の合計額（以下「工事費」といふ。）並びに工事費による工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雜費の合計額）の二分之一を、道路の修繕に關する法律（昭和二十六年法律第二百九十三号）の規定を適用するについては、左の各

号第一項に規定する道路の修繕に要する費用については、その補助基本額（道路の修繕に關する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第二条に規定するもの）の二分の一を、昭和二十九年度に限り、それを補助する。

(地すべり等の防止施設に対する補助)

第六条 地方公共団体又はその機関が、政令で指定する地域において、第一項に規定する大水害により著しい災害を生ずるおそれのある地すべり、山崩れ又は土砂の崩壊を防止するため必要な事業を行なう場合には、国は、政令の定めるところにより、その事業費の三分の二を補助する。

(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の特例)

第七条 国は、第一項に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したもののにより減失した住宅の戸数の三割に相当する戸数、昭和二十九年度においては減失した住宅の戸数の二割に相当する戸数についてするものとする。

(住宅金融公庫法の特例)

第八条 第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものにより減失した住宅の戸数についてするものとすると、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域において生じた大水害によつて損傷を受けた地方鉄道業者、軌道業者又は自動車運送事業者、運送業者、其の受けた損害を復旧するための資金を得ることが著しく困難なたゞ當該事業の全部又は一部を休止し、又は廃止すべき事態に立至つた場合には、その休止又は廃止が當該地域における民生の安定及び産業の復興に著しい障害を与えると認めるときは、当該事業の復旧のために要する資金の五分の一に相当する金額を補助することができる。

第九条 前項において「地方鉄道業者は、地方鉄道法（大正八年法律第五十二条）第一条第一項に規定する地方鉄道により旅客又は物品を運送する業者をいい、「軌道業者」とは、軌道法（大正八年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道により旅客又は物品を運送する





